

ふれあいいきいきサロンご近所先生派遣事業要領

1（目的）

美祢市社会福祉協議会（以下、市社協という）では、ふれあいいきいきサロン（以下、サロンという）活動を支援している。

サロンは、月一回程度文化活動や健康増進活動等を企画し開催されている。

地域の方がサロンに参加しやすい活動を企画できるように、市社協として専門機関やボランティア等の協力を得て、サロンへ応援講師（ご近所先生）の派遣を行い、参加者の健康維持や社会参加の意欲向上等、サロン活動の一層の充実を目的とし、新規サロンの普及推進と地域活動の場づくりをすすめる。

2（実施主体）

社会福祉法人 美祢市社会福祉協議会

3（協力団体）

美祢市ボランティア連合会

美祢市民生委員児童委員協議会

4（利用対象サロン）

美祢市内で開催されるサロンで市社協に登録されたサロンを対象とする。

5（ご近所先生及び活動内容）

サロン活動に賛同していただける個人ボランティアまたは団体グループとし、活動内容は別表に定める。

6（開催場所）

サロンが通常活動している場所（公民館、公会堂等）とする。

7（利用者負担）

講師料は無料とするが原材料費・交通費など活動に必要な経費はサロン負担とする。

8（ご近所先生派遣回数）

ご近所先生の派遣は、同一サロンに対して同一年度中2回を限度とする。ただし、会長が特に必要と認める場合は、限度を超えて派遣することができる。

9（ご近所先生登録及びご近所先生派遣申請）

ご近所先生登録を希望する者はご近所先生派遣事業登録申込書（別紙1）、ご近所先生派遣申請するサロンはご近所先生派遣事業申請書（別紙2）を記入し、市社協へ提出する。

なお、派遣申請された場合、市社協がご近所先生と連絡調整を行い、日程内容等内諾を得た上で、サロンへご近所先生名等連絡調整を行います。